

綾瀬市教育委員会会議録

令和7年4月定例会

令和7年4月22日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教 育 長	長	袴 田 豪	君
教 育 長 職 務 代 理 者		田 中 恵 吾	君
委 員		亀 ヶ 谷 由 美 子	君
委 員		齊 藤 隆 訓	君
委 員		林 紀 美 子	君

事 務 局 職 員

市 民 環 境 部 長	増 田 正	君
生 涯 学 習 課 長	瀧 川 泉	君
教 育 育 部 長	大 矢 博 之	君
教 育 総 務 課 長	三 田 哲 郎	君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 上 貴 司	君
学 校 給 食 セン タ ー 所 長	比 留 川 晋 一	君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	春 木 純 子	君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	渡 邊 倫 康	君

書 記

教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 幹	関 洋 平
教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 任 主 事	野 尻 裕 一

令和7年綾瀬市教育委員会会議4月定例会議事日程

令和7年4月22日（火）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第9号議案	綾瀬市立公民館条例の一部を改正する条例（案）について
日程第3	第10号議案	綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について
日程第4	第11号議案	綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

報告

日程第5	第3号報告	教育委員会事務局職員の人事異動について
日程第6	第4号報告	県費負担教職員の人事異動について
日程第7	第5号報告	綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について
日程第8	第6号報告	産業医の委嘱の報告について

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ、傍聴の申し出者がございませんが、会議途中で傍聴の希望があつた場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席者は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議4月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、田中職務代理者を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第2 第9号議案 綾瀬市立公民館条例の一部を改正する条例（案）について」は、綾瀬市議会6月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第9号議案は、非公開審議とすることに決しました。

なお、議事進行上、本件につきましては最後に審議いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第10号議案 綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第10号議案 綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の委嘱について」、御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職の承認及び委嘱を行いたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものであります。

心身障害児童・生徒就学指導委員会は、障がいのある子どもたちを、学校への適応状態や障がいの状態などに基づいて判定し、最も適切な教育の場に就学するよう教育委員会に答申をする教育委員会の附属機関でございます。

委員の数は16人以内とし、任期は2年としております。

委員の選出につきましては「綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会規則」に基づき、医師、児童相談所の職員、特別支援学級を設置している学校の校長、特別支援学級の学級担任などの選出区分ごとに、関係機関から委員の推薦をいただいております。

次に、議案書の3ページを御覧ください。

現在の委員の任期につきましては、令和8年4月30日までの2年間となってございますが、関係機関の人事異動に伴い、3名の委員から辞職願が提出されましたので、辞職を承認し、新たに関係機関から推薦いただいた3名の委員を委嘱することについてお諮りするものでございます。

新委員の氏名等につきましては「2 委嘱」の表に記載のとおりでございます。

任期につきましては、前任委員の残任期間となる令和7年5月1日から令和8年4月30日までの1年間でございます。

また、議案資料の2ページに、委員全体の名簿を掲載してございます。

以上で、第10号議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第10号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

児童心理司の「司」という字について、「士」との違いは何かあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

司の字についてでございますが、児童相談所において、心理学や心理判定の業務に携わる職員

の場合には、この「司」が使われております。

「士」という字は、心理業務に携わる職員全般を総称して呼ぶ場合に使われていると認識しております。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

辞職の方について、任期途中で辞職された理由を教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

退職や休職等の理由によるものとなっております。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第10号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第11号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第11号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものであります。

いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための実効性のある施策の調査・研究のほか、重大事態への対処等に係る事実関係を調査し、その結果を審議し答申する、教育委員会の附属機関でございます。

委嘱をいたします5名の委員の構成につきましては、綾瀬市いじめ防止等対策委員会規則に基づき、小・中学校校長会の代表、精神科医、臨床心理士などの選出区分に基づき、委嘱するものでございます。

委員の数は10人以内で、任期は2年としております。

元綾瀬市立小学校長で、玉川大学客員教授である、飯島 将仁氏を学識経験者として新たに委嘱し、その他の委員につきましては、再任するものでございます。

任期は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間でございます。

また、議案資料の3ページに、これまでの委員名簿を掲載してございます。

以上で、第11号議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第11号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

先程と同じような質問になりますが、公認心理師の「師」にも理由があるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

公認心理師というのは国家資格、臨床心理士は民間資格の名称となっており、その場に応じて使い分けをしています。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

重大事態があった場合、この委員会の方たちで集まるということになりますが、その結果は教育委員会に報告されるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

重大事態に起こった場合に、調査等が行われた場合には、報告させていただきます。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

議案資料2ページの15番、西川さんについて、市職員と記載されていますが、心理相談員やスクールカウンセラーなど、どちらの配属で、どの予算で任用されている方でしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

西川につきましては、市の職員となっております。

○委員（齊藤隆訓君）

県採用の方が来る場合もあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

スクールカウンセラーにつきましては、教育研究所のほうで任用しておりますが、市費で任用している方もいますし、県で任用されて学校へ派遣している方もいます。以上です。

○委員（齊藤隆訓君）

2通りあるという事ですね。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

そうですね。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第11号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第3号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」、「日程第5 第4号報告 県費負担教職員の人事異動について」、以上の2件は、いずれも人事に関する報告ですので、一括して議題といたします。なお、質疑は個別で行います。

それでは、本2件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第3号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」及び「第4号報告 県費負担教職員の人事異動について」の2件につきまして、一括して御説明いたします。

教職員の人事異動につきましては、2月の教育委員会会議に校長及び教頭の人事を、また、教育委員会事務局職員の人事につきましては、3月に課長相当職以上の人事を、それぞれご報告させていただいております。

今回は、教育委員会全ての職員の人事につきまして、ご報告させていただくものでございます。

報告書の2ページ・3ページを御覧ください。

教育委員会事務局職員の人事異動につきましては、昇任・昇格・配置換え、採用及び新採用、並びに暫定再任用職員について掲載しております。

次に、4ページを御覧ください。県費負担教職員の人事異動でございます。

このページから9ページまでが教職員の人事異動でございます。

校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、事務主査、主任事務主事及び新採用について掲載しております。

また、報告資料の2ページから6ページまで、教育委員会事務局と、委員の皆様には教職員の配置表を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、「第3号報告 教育委員会事務局職員の人事異動について」、質疑等がございましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林紀美子君）

2ページの主事級、大竹さんになりますが、旧所属と新所属に同じことが書いてあります。その差は何でしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

はい、主事から主事の昇格についての御質問でございます。

職務内容等の明確化を図るため職務の整理が行われたところでございます。

その際、主事補という職を主事に変更し、また、主事の職務内容を、高度の知識経験を有する主事に変更したことによるもので、令和6年4月1日に施行してございます。

また、背景としましては、一般的ではありますが、若手のキャリアアップや、職務への意欲というところを考慮したということも聞き及んでおります。以上でございます。

○委員（林紀美子君）

教職員の配置表について、名前の横に「部」や「育」、「産」、「短」など書いてありますが、その見方について教えていただけたらと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

「部」は部分休業、「育」は育児休業、「産」は産後休暇の略になっています。

また、「短」は、短時間勤務のものを差しております。

昇格の「昇」は昇任・昇格になっております。以上になります。

○委員（林紀美子君）

「自休」はどういった意味でしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

これは自己啓発休業といいまして、自ら海外などで勉強したいというような場合に取得する休暇の頭文字になっております。以上です。

○委員（林紀美子君）

寺尾小学校長の「特」というのはどういった意味でしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

特例任用の校長になります。本来であれば役職定年の年齢になりますが、特例として、引き続き校長職として御尽力いただいています。以上です。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

続きまして、「第4号報告 県費負担教職員の人事異動について」、質疑等がございましたらお願ひいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

希望降任という制度について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

これは、学校職員希望降任制度実施要綱に基づいて行われているものになります。

総括教諭が教諭に降任したいとき、本人から希望降任届出書、校長から希望降任意見具申内申書を県に提出し、受理されることによって、総括教諭から教諭に降任するという制度になっております。以上です。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

自身の希望に基づくということですが、その年度のいつ頃までに提出するというような決まりはあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

4月1日の始業に合わせて早めに提出いただいております。

今回の場合は11月に本人から申し出があり、校長から11月下旬に市へ提出がありました。

市から県央教育事務所を通して県に提出しますので、やはり計画性を持った希望降任の制度になっております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

川崎市では教員が足りていないという報道が出ていまして、綾瀬市では4月1日の時点での教員は足りているのでしょうか。また、配置表の「欠補」、「育休代理」、「産欠」というところの比率を見ると、10%くらいの人員を常に確保しなければならないと思いますが、欠員補充の人員をどのように集めているのか教えていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

4月1日に向けて教職員を配置しており、非常勤の配置によって埋めている状況や、3月下旬に急遽療休になった先生についてはしっかりと埋められてない状況にはなりますが、今現在としてはとても不足しているというような状況ではありません。

今後産休や育休に入る教員が出てくると思いますので、そこでは、人員を集めていく必要があるかと思います。

欠員補充の人員については、昨年度にお願いした臨任や非常勤の先生方に、引き続き御尽力いただけないかお声をかけて、配置替え等もしながら、補充をしているような状況になります。

また、県央教育事務所から綾瀬市の学校に着任していただいているような状況もあります。

○委員（齊藤隆訓君）

川崎では百何十人足りていないということで、すごい数字だなと思ったのですが、具体的に綾瀬市では何名ぐらい足りていないのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

臨任を非常勤で埋めている数と、突然の療休で埋まっている数ですね。

○学校教育課長（山上貴司君）

臨任を配置するところを非常勤で埋めているところは6、急な療休は2となっています。

○教育長（袴田毅君）

二人って事ですね。

○委員（齊藤隆訓君）

すばらしい。具体的にわかりましたので安心しました。

○教育長（袴田毅君）

これからですからね、年度途中の。

他はいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

人事交流制度について、いろいろな地域の教育の特徴を掴めるので、大変すばらしいことだと思います。

交換の年数などについて、決まっているものがあれば教えてください。以上です。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

資料の中に、県央教育事務所管内小・中学校教員人事交流実施要綱というものがあります。

令和7年度からは、交流期間等は原則3年となっています。状況によっては短くなったり長くなったりしますが、改正が行われて、今のところは3年と記載されています。以上です。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

教頭などの管理職も基本的に3年というルールがあるという理解でいいですか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい、今の実施要項のほうは、教頭のほうは余り含まれないような実施要項になります。

実績をみると2年というスパンが多いかと思いますが、必ず2年という状況ではなく、やはり他市との状況、そして綾瀬の状況もありますので、多少延びたり、縮んだりするような状況になっています。以上です。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

理解しました。ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

全ての転入が交流というわけではないですよね。転入にもいろいろあるので、内訳がわかったら教えてください

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

1人は特支の交流で戻ってきた先生、1人は人事交流で他市から来ていただいた先生になりま

す。残りの3名は、綾瀬の教育に魅力を感じ、綾瀬で働きたいということで転任されてきた方になります。以上になります。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

転任者は元の市町村には戻らないという理解でよろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい、そのような認識でおります。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

承知しました。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第3号報告及び第4号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 第5号報告 綾瀬市学校嘱託医及び学校薬剤師の辞職及び委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第5号報告 綾瀬市学校嘱託医の辞職及び委嘱の報告について」、御説明いたします。

報告書の10ページを御覧ください。

学校嘱託医の歯科医及び耳鼻科医が、令和7年3月31日付けをもって辞職されたことや、担当校を変更したことに伴い、その後任として、各機関からご推薦いただいた方を、令和7年4月1日付けで委嘱したものでございます。

始めに、1の辞職でございます。

寺尾小学校の歯科医、小森康雄氏、綾瀬小学校の耳鼻科医、佐藤大三氏、綾西小学校の耳鼻科

医、中川正行氏、綾南小学校の耳鼻科医、中村雄大氏、寺尾小学校の耳鼻科医、内藤永恵氏、綾北中学校の耳鼻科医、山崎有朋氏が辞職されました。

続きまして、2の委嘱でございます。

学校嘱託医として、綾瀬中学校の内科医に安齋和也氏、寺尾小学校の歯科医に柴垣皓一氏、綾北中学校の耳鼻科医に小林直矢氏、綾北小学校の耳鼻科医に太田善之氏を、学校薬剤師として、綾南小学校に織田龍二氏、北の台小学校に佐藤一馬氏、春日台中学校に有川昌宏氏を新たに委嘱したものでございます。

続きまして、3の担当校変更でございます。

学校嘱託医として、綾北小学校及び綾瀬中学校の内科医を担当していただいておりました武山治久氏を綾北小学校及び綾北中学校に、綾瀬小学校及び綾北中学校の内科医を担当していただいておりました佐藤雄二氏を綾瀬小学校に、早園小学校、落合小学校、土棚小学校及び春日台中学校の耳鼻科医を担当していただいておりました笠井幸夫氏を綾瀬小学校、綾西小学校、早園小学校、綾南小学校、落合小学校、土棚小学校、寺尾小学校及び春日台中学校に、綾北小学校及び北の台中学校の耳鼻科医を担当していただいておりました芦田裕士氏を北の台中学校に、学校薬剤師として綾南小学校及び落合小学校を担当していただいておりました柏谷博之氏を落合小学校に、北の台小学校及び城山中学校を担当していただいておりました長岡充紀氏を城山中学校に、寺尾小学校及び春日台中学校を担当していただいておりました米山克美氏を寺尾小学校に、それぞれ担当校を変更したものでございます。

また、報告資料の7ページから9ページに、令年7年4月現在の名簿を掲載してございますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第5号報告に関しまして、質疑等がございましたらお願ひいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

辞職について、2番から6番までの5人が辞められて、一人の方が補っているような状態になっておりますが、これだけの先生が辞められるのは何かあったのでしょうか。また、後任になる方の負担が増えると思いますが、何か対策などはあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

こちらは各医師会からの推薦となっております。

今回、耳鼻科医の辞職が多い理由としましては、ほとんどが座間市で開業されている先生になりますて、座間市のほうで人が足りないということで、辞職していると聞いております。

また、笠井先生の負担が増えている点については重々承知をしておりますが、綾瀬市としても、開業医として依頼できるのが笠井先生しかいらっしゃらないという現実もございますので、課題として捉えております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

亀ヶ谷委員とちょっと重なる部分がありますが、今の綾瀬市の耳鼻科の医院、あるいはそういった方がいらっしゃるのかどうか、わかる範囲で教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

市内の耳鼻科医の正確な数のほうは確認出来ておりませんが、先ほども申し上げたとおり、開業医として依頼できる先生としましては笠井先生お一人という現状でございます。

あと、笠井先生が8校を担当しておりますが、残り7校につきましては、東海大学からの推薦をいただいている先生になっております。

○教育長（袴田毅君）

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第5号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第7 第6号報告 産業医の委嘱の報告について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第6号報告 産業医の委嘱の報告について」、御説明いたします。

報告書の11ページを御覧ください。

今年度におきましても、綾瀬小学校の常時在籍する教職員が50人以上となりますことから、労働安全衛生法第13条の規定に基づき、産業医を選任するものでございます。

座間・綾瀬医師会から推薦をいただき、令和7年4月1日付けで、令和6年度に引き続き、伊藤 薫氏を委嘱いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

以上で第6号報告の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第6号報告に関しまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

産業医の活動内容を分かる範囲で教えていただけると助かります。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

専門家として、教職員の健康管理、または精神衛生の保持について御助言をいただいております。

綾瀬小学校の令和6年度の報告によりますと、月1回、年間で12回の衛生委員会を行っております。

その中で、伊藤先生には4月、7月、10月、1月、3月の5回に参加していただいて、その中で審議や校内巡視、そして相談を受けていただいているような状況になります。

それによってインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の拡大をかなり抑えることができた、精神衛生の保持に努めることができたという報告を受けております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

私の会社でも産業医の先生に来ていただいているのですが、今流行っている病気などについて説明してくれるんですよね。ただ、それを安全衛生委員会の人だけが知っていても意味がないと思うので、例えばそれを各学校の全教職員が知れるようにするとか、せっかくお金を払って来ていただいているので、生かしていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

要望ということで。

○委員（齊藤隆訓君）

ぜひ検討していただければ。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑がないようですので、第6号報告を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これより非公開審議に入りますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

「日程第2 第9号議案 綾瀬市立公民館条例の一部を改正する条例（案）について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。市民環境部長、お願ひいたします。

○市民環境部長（増田正君）

それでは、「第9号議案 綾瀬市立公民館条例の一部を改正する条例（案）について」、御説明いたします。

秘密会議案書の2ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、条例の一部改正案（案）について綾瀬市議会6月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会のご意見を賜りたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

秘密会議案資料の3ページを御覧ください。

1の条例改正の理由でございますが、記載のとおり、綾瀬市公共施設再編計画に基づく地域施設再編事業として、現在整備が進められている北の台地区センターと蓼川自治会館との複合施設について、施設の名称及び利用料金を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案の内容について御説明させていただきます。4ページ・5ページの新旧対照表を御覧ください。

4ページが改正案、5ページが現行の内容となってございます。

上段の別表第2に施設の名称及び位置を規定しております。

今回、新しく整備される複合施設につきましては、公民館機能、図書館機能に自治会館機能が加わり、市民交流の拠点及び災害時の防災拠点が施設のコンセプトであることから、名称の決定に当たっては、庁内公募による選考を行うことといたしました。

その結果、「北の台コミュニティプラザ」が最も支持された名称であったことから、「北の台地区センター」を「北の台コミュニティプラザ」へ変更するものでございます。

なお、位置につきましては、現在の敷地での建て替えとなることから、変更はございません。

続きまして、別表第3、施設の利用料金についてでございます。

公共施設の利用料金につきましては、綾瀬市受益者負担の適正化に関する指針において、料金の算定方法が定められております。

算定方法の概要を申し上げますと、人件費、光熱水費、施設修繕費、委託料など、施設の管理運営にかかるランニングコストを算定の対象とし、各部屋の面積の規模に従いまして、1時間当たりの利用料金を定める形となっており、この指針に基づき算定した料金を設定しております。

なお、有料となる各部屋の名称につきましては、施設のコンセプトや部屋の機能を考慮し、多目室につきましては「多目的交流室」、防音機能を有する会議室については「文化活動室」という名称を設定したいと考えております。

秘密会議案書の3ページを御覧ください。

中段の附則でございますが、第1項におきまして、この条例の施行期日について定めてございます。

令和8年3月供用開始予定であることを踏まえまして、公布の日から起算して10か月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

第2項では準備行為として、綾瀬市立中央公民館、北の台コミュニティプラザの利用の手続き、その他の管理に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができるることを定めております。

また、本条例に規定する社会教育施設は、綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例により、市長部局へ管理運営に係る権限を移管しておりますので、当該条例において使用している北の台地区センターの名称につきましても、北の台コミュニティプラザに改めます。

なお、5ページには、令和7年3月31日付で收受をした綾瀬市長からの意見聴取依頼の写しを添付しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

ただいま説明のありましたように、「北の台地区センター」が再編され、新たに施設が設置さ

れることになりますが、当該施設についても、従前の「北の台地区センター」と同様に、生涯学習施策と一体的に執行されることが望ましいと考えられることから、「綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」において市長部局へ権限を移管する旨を規定いたしたく、市長より条例の改正案について意見を求めております。

委員の皆様から質疑や御意見をいただき、その後、この条例案について承認するかどうか採決をいただきたいと思います。

なお、採決結果を含め、いただいたご意見や要望については、回答書に付して市長へ送付したいと思います。

それでは、第9号議案に関して、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

新たな交流・防災の拠点ということで、大変期待しております。その中で、利用料金について御説明をいただきましたが、もう少し深掘りをさせていただきたいと思います。

他の利用料金が少しづつ上がっている中で、調理室については350円のままになっています。

調理室はガスを使ったり、電気を使ったりするケースが多くなると思いますが、据置きにされた理由について教えてください。以上です。

○教育長（袴田毅君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

調理室の料金の積算の考え方でございますが、綾瀬市の公共施設というのは先ほど部長から御説明いたしましたとおり、指針に基づいて、面積で計算をしてございます。

調理室につきましては、旧施設と新しくできる施設で面積がほぼ同一になりますが、旧施設の使用料である350円は指針ができる前の料金設定になりまして、新施設の面積で指針に基づいて計算すると、この350円よりも若干安い250円から350円ほどになります。

この差額の100円は、調理室固有の経費といたしまして、調理の際にガス、水道等を使用いたしますので、特別に使うものがあればそれを料金に加味するという指針の規定に基づきまして、調理に使うガス代等を計算しましたところ、およそ100円となり、350円という料金を算出してございます。以上となります。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがですか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

かつて自分も公民館に関わっていた時代がありまして、1階に子どもたちが集ってくるような空間がありました。

この平面図を見ると、1階は自治会館になっていて、子どもたちが集う空間は2階になっています。公民館の主旨は大人の方が中心である社会教育だからわかりますが、北の台小学校の子どもたちが立ち寄れるような雰囲気づくりや世代間交流、例えば講座やイベントなど、そういったところを綿密に練っていただいて、素晴らしいセンターになるように願っています。以上です。

○教育長（袴田毅君）

何かありますか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

貴重なご意見をありがとうございます。

御指摘いただきましたとおり、北の台地区センターの立地というのは北の台小学校から非常に近いということで、ある意味、地区センターとしては特殊ですが、児童館のように放課後のお子さんの貴重な居場所になっているということは、私たちも現場に何度も足を運んで確認しております。

そのため今回の再整備に当たりましては、通常の地区センターの機能だけではなく、地域の子どもたちにとっての居場所を残したいという思いがあり、それを設計に盛り込んで、このような形、御指摘いただきましたとおり2階になりますが、コミュニティスペースというものを約40平米ということで、それなりの面積で確保してございます。

また、1階の正面入り口にもラウンジを用意しております、こちらの両施設は予約・料金なしで自由にいつでも誰でも使えるものになっております。

ですので、引き続き子どもたちにも使っていただけますし、できれば地域の、多世代の方とも交流してほしいという思いを込めて、この2階のコミュニティスペースを設計してございますので、指定管理者と十分に協議をして、そういった多世代の交流や子どもたちにとっても有意義な社会教育の場となるような講座の企画等もしっかりと議論して検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

私からも質問です。ラウンジは玄関を入ってすぐ右側のところですね。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

はい、玄関を入ってすぐ右手がラウンジとなります。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第9号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

それでは、今回の審議の内容を踏まえ、原案に同意する旨を市長へ回答したいと思いますが、市長への回答書の作成につきましては、私に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしを確認）

○教育長（袴田毅君）

それでは、回答書の作成につきましては私に一任とさせていただき、原案に同意する旨を市長へ回答したいと思います。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議4月定例会を閉会いたします。

午後2時28分　閉会